

じけいかい訪問看護ステーション重要事項説明書

「じけいかい訪問看護ステーション」の訪問看護サービスの提供開始にあたっての重要事項は次のとおりです。

事業所の概要

1 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所	じけいかい訪問看護ステーション
所在地	青森市大字安田字近野 146 番地 1
電話番号	017-783-5120
FAX番号	017-783-2110
介護保険事業所番号	0260190137
居宅サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
通常の実サービス提供地域	青森市（旧浪岡町を除く）

2 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	保健師又は看護師	1名 (訪問看護師と兼務)		訪問看護の業務及び従業者・業務の管理
訪問看護師	保健師、看護師 若しくは准看護師	常勤換算2.5名上 (内1名以上常勤)		訪問看護の業務にあたる
理学療法士等	理学療法士等	1名以上		

3 サービスの提供時間帯

営業日時	月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時00分 (緊急時、その他必要な場合はこの限りではありません)
休業日	日曜日・祝日・12月31日から1月3日
その他	24時間常時対応可能です

4 当事業所の運営方針

- (1) 指定訪問看護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、また、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に基づき、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法等により、妥当適切に行います。
- (3) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成後は当該訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行い、その結果を指定介護支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者に報告します。
- (4) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者またはその家族に対し療養上の必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (5) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- (6) 人材育成のため看護学生等の臨地実習を行います。
- (7) 自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供します。

5 サービスの内容等

- (1) サービス内容
 - ア 病状、障害の観察
 - イ 清拭、洗髪等による清潔の保持
 - ウ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - エ 褥瘡の予防、処置
 - オ リハビリテーション
 - カ ターミナルケア
 - キ 認知症患者の看護
 - ク 療養生活や介護方法の指導
 - ケ カテーテル等の管理
 - コ その他医師の指示による医療処置
- (2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- イ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ウ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- エ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- オ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- カ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 利用料その他の費用の額

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用は次のとおりであり、サービスを開始するにあたり、予め利用者又はその家族に対し、趣旨の理解を得ることとします。

(1) 基本利用料

厚生労働大臣が定める基準により算定し、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額になります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

職種(介護)	提供回数			
	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師(要支援)	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円
准看護師(要支援)	2,730円	4,060円	7,150円	9,810円
看護師(要介護)	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円
准看護師(要介護)	2,830円	4,240円	7,410円	10,150円
理学療法士等(要支援)	2,840円/回			
理学療法士等(要介護)	2,940円/回			

早朝・夜間帯の訪問看護	上記利用料のそれぞれ 25%増 の額となります 早朝・・・6:00～8:00 夜間・・・18:00～22:00
深夜帯の訪問看護	上記利用料のそれぞれ 50%増 の額となります 深夜・・・22:00～6:00
サービス提供体制強化加算 I	上記利用料にそれぞれ 60円 が加算されます 当事業所を利用される<u>全ての方が対象</u> となります

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

		要介護 1～4	要介護 5
一月	看護師の場合	29,610円	37,610円
	准看護師の場合	29,020円	37,020円

日割り	看護師の場合	970円	1,240円
	准看護師の場合	950円	1,220円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		上記の利用料にそれぞれ 500 円が加算されます。 当事業所を利用される <u>全ての方が対象</u> となります	

※以下のいずれかの利用者にサービス提供をする場合は、上記金額の 10%の減額となります。(訪問看護、介護予防訪問看護共通)

- ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者
- ・上記以外の範囲に所住する建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合

(2) 加算料金

加算	加算の要件	加算額
緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者及び家族から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問を行う場合	5,740円/月
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者(※1)に対して、計画的な管理を行う場合	5,000円/月
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者(※2)に対して、計画的な管理を行う場合	2,500円/月
退院時共同指導加算	訪問看護を利用予定の方の退院・退所にあたり、医療機関・介護老人保健施設の職員と共同し、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	6,000円/月
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に訪問看護を提供した場合	3,500円/月
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合	3,000円/月
ターミナルケア加算	在宅で亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施し、かつ、ケアに係る支援体制等について利用者及び家族等に説明し同意を得た上でケアを実施した場合	25,000円/回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合	3,000円/回
複数名訪問加算Ⅰ (30分未満)	2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(※3)	2,540円/回
複数名訪問加算Ⅰ (30分以上)		4,020円/回

複数名訪問加算Ⅱ (30分未満)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(※3)	2,010円/回
複数名訪問加算Ⅱ (30分以上)		3,170円/回

※1「特別な管理を必要とする利用者」とは以下の状態の方をいいます。

- ア 在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態の方
- イ 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態の方

※2「特別な管理を必要とする利用者」とは以下の状態の方をいいます。

- ア 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ウ 真皮を越える褥瘡の状態にある方
- エ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

※3「要件を満たす場合」とは、以下に掲げる場合をいいます。

- ア 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ウ その他利用者の状況から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合

(3) その他の費用 死後の処置料 10,000円

(4) 料金の支払方法

当月分の料金を翌月25日までに請求いたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払方法は、原則として口座自動引落とし(引落日:毎月27日。土・日曜日、祝日の場合は翌日)となります。

7 サービスの利用方法

(1) サービス利用の流れ

- ア 主治医による診察(訪問看護の要否判断)
- イ 利用者・家族からの申し込み
- ウ 居宅サービス計画(ケアプラン)、及び介護予防サービス計画の作成依頼
されていない方は事前に、介護支援専門員又は地域包括支援センター職員とご相談ください。
- エ 主治医から指示書を交付してもらいます。

※ご利用にあたってのお願い

介護保険被保険者証等を確認させていただきます。

(2) サービスの終了

- ア 利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合。
最終利用日の14日前までにお申し出ください。

- イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ウ 自動終了
 - (ア) 利用者が介護保険施設・医療機関に入所又は入院した場合
ただし、2ヶ月以内に利用者が退所又は退院し再び在宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意によりサービスの継続が可能です。
 - (イ) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - (ウ) 利用者が亡くなった場合
- エ その他
 - (ア) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、即座にサービスを終了できます。
 - (イ) 利用者がサービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、サービスを終了させていただく場合がございます。

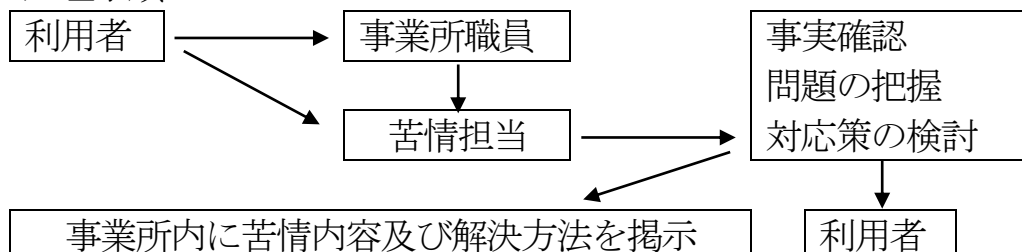
8 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけ下さい。

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 野澤 美栄子
 電話 017-783-5120
 FAX 017-783-2110
 受付日 月曜日～土曜日（ただし、祝日・12月31日から1月3日を除く）
 受付時間 午前8時30分から午後5時00分

(2) 処理手順



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

青森市役所介護保険課 電話番号 017-734-5257
 青森県国民健康保険団体連合会 電話番号 017-723-1301
 青森県運営適正化委員会 電話番号 017-731-3039

9 個人情報保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 苦情処理・ハラスメント相談処理

- (1) 提供した指定訪問看護等に関する利用者その家族等からの苦情・ハラスメントに関する相談（以下、「苦情等」という。）に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとします。具体的には、相談窓口、苦情等処理の体制及び手順等当該事業所における苦情等を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族等にサービス内容を説明する文書に苦情等に対する措置の概要についても併せて記載するとともに事業所へ掲示します。
- (2) 提供した指定訪問看護等に関する利用者又はその家族等から苦情等を受けた場合には、当該苦情等の内容を記録します。
- (3) 苦情等がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情等の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行います。
- (4) 提供した指定訪問看護等に関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じます。また、利用者からの苦情等に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (5) 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告します。
- (6) 提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族等からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会が行う法の定めるところによる調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

1.1 衛生管理

- (1) 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - ウ 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練実施。

1.2 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1.3 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じ、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	電話番号	
	氏名	
緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	

1 4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、利用者に対して、当事業所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業所は、三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

1 5 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 身体拘束

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ウ 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。

1 7 運営についての留意事項

- (1) 従業者は、その勤務中、常に身分を証明する証を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示します。
- (2) 指定訪問看護等の提供の開始に際し、予め利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービ

ス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

- (3) 事業所の通常の事業実施区域を勘案し、利用申込者に対し適切な指定訪問看護等を提供することが困難な場合は、他の指定訪問看護事業者等の紹介、またその他の必要な措置を速やかに講じます。
- (4) 事業所は、指定訪問看護等の提供の要望があった場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめます。
- (5) 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定訪問介護等を提供します。
- (6) 指定訪問看護等の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定訪問看護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を青森市に通知します。
- (7) 事業所は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しません。

1.8 その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - イ 継続研修 年6回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時の誓約書の内容とします。
- (4) 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は、従業者にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をしません。
- (6) 事業所は、指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、そのサービスが完結した日から5年間保存します。
- (7) 事業者は、利用者に対し、次に掲げる事項を確約します。
 - ア 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者もしくはその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

- イ 自らの役員が、反社会的勢力ではないこと。
 - ウ 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - エ 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (8) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人慈恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。